

# デイサービスおれんじ嘉数 利用料金（大規模通所介護Ⅱ）

平成31年1月 現在

介護保険サービスを利用した際の自己負担額は、支給限度額内であれば1割（一定以上所得がある方は2～3割）で利用可能です。下記の金額は、自己負担額が1割負担の場合の、介護保険の単位より算出した金額です。一定以上の所得があり、自己負担割合が2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍した金額となります。あくまでも目安の金額となっております。実際のご請求額と多少の違いが出ることもありますので、ご了承下さい。

## 1、要介護者

### ◆ 基本料金（1割負担の場合）

介護度	6時間以上	7時間以上
	7時間未満	8時間未満
要介護1	532円/日	595円/日
要介護2	629円/日	703円/日
要介護3	725円/日	814円/日
要介護4	823円/日	926円/日
要介護5	920円/日	1038円/日

### ◆ 加算料金（1割負担の場合）

種類	金額	要件
入浴介助加算	50円/日	入浴を希望する利用者に対し、介助や見守りサービスを提供した場合
個別機能訓練加算（Ⅰ）	46円/日	心身機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を行った場合
介護職員 処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月の介護保険サービス × 0.059（5.9%） 注）この加算に関しては、区分支給限度額かの算定対象からは除かれます。	

## 2、要支援者・事業対象者

### ◆ 基本料金（1割負担の場合）

介護度	1ヶ月の利用回数	金額
要支援1 (要支援1相当)	4回以下	378円/日
	5回以上	1647円/月
要支援2 (要支援2相当)	8回以下	389円/日
	9回以上	3377円/月

※ 1ヶ月の利用回数が、要支援1の方は5回以上、要支援2の方は9回以上利用した場合、日額料金から月額料金へと、算出方法が変更となります。

### ◆ 加算料金（1割負担の場合）

種類	金額	要件
運動器機能向上加算	225円/月	運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を行った場合
介護職員 処遇改善加算（I）	1ヶ月の介護保険サービス × 0.059（5.9%） 注）この加算に関しては、区分支給限度額かの算定対象からは除かれます。	
事業所評価加算	利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合	

## 3、その他の料金

食費	食事の提供を受けた場合、1食につき400円の食費を頂きます。
オムツ代	基本、持参の協力を依頼していますが、何等かで必要を要した場合は、こちらで提供させていただき、オムツ料金表の値段に基づいた金額を請求させていただきます。
屋外活動費	屋外活動の際にかかる費用は、全額、利用者様ご自身に負担していただきます。尚、屋外活動を実施する際には、日時・目的地・費用を事前にお知らせし、参加の確認をいたします。

上記の「基本料金」と「加算料金」は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら「基本料金」と「加算料金」も自動的に改定されます。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。